

## I C T活用工事の実施方法について

令和8年9月  
近畿中国森林管理局

### 1 I C T活用工事について

これまで、土木工事等における I C T活用工事については、受発注者で協議のうえ実施していたところですが、令和4年3月8日付け3林整計第754号（最終改正：令和7年5月2日付け7林整計第73号）「森林整備保全事業 I C T活用工事試行実施要領等について」の一部改正により、対象工事については、I C T施工技術の活用が困難な場合及び I C T施工技術を活用しても現場の作業性の向上が見込まれない場合など工事内容及び現場条件等を勘案し決定します。

具体的に対象工事については、入札説明書等の工事概要に I C T活用工事（発注者指定型）もしくは（受注者希望型）を記載のうえ掲載します。

### 2 適用時期について

令和8年10月1日以降に入札公告する森林土木工事から適用しますので、近畿中国森林管理局ホームページにてご確認ください。